

公立大学法人横浜市立大学平成18年度業務の実績に関する評価結果について

1 実施内容

- (1) 横浜市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、地方独立行政法人法に基づいて、公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）の平成18年度における業務の実績について評価を行いました。
- (2) 評価委員会は、評価結果を法人に通知するとともに設立団体の長である市長へ報告し、公表しました。なお、市長はこの評価結果の報告を受けたときは議会へ報告することになっています。

2 委員の構成

	氏名	役職等
委員長	川村 恒明	神奈川芸術文化財団理事長
委員	蟻川 芳子	日本女子大学副学長
	岸 勲	日本公認会計士協会神奈川県会相談役
	桐野 高明	国立国際医療センター研究所長
	山上 晃	横浜商工会議所顧問

3 主な評価の方針

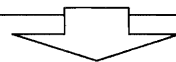
評価委員会は、主として次のような方針に基づき、業務実績に関する評価を行いました。

- (1) 中期目標の達成に向けて、中期計画等の進捗を確認するとともに、総合的に評価を行い、公立大学法人の質的向上に資するとともに、市民にわかりやすく公表していくこと。
- (2) 前年度の評価の中で指摘した事項については、大学運営に反映されているかなど翌年度の評価の中で確認すること。
- (3) 自主自立的な大学運営の実現を目指し、公立大学法人全体の組織・業務等に関する改善・充実の観点から、必要に応じて修正を求めること。

4 評価までの流れ

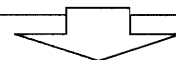
◆平成18年度業務の実績報告書の提出

評価委員会は、法人から年度計画上の目標を達成するための取組(7分類)とその目標を達成させるための具体的な取組(14項目)にまとめた「平成18年度公立大学法人横浜市立大学の年度計画における業務の実績報告書」の提出を受けました。



◆評価委員会による評価

法人から提出された平成18年度業務の実績報告に基づいて、評価委員会は当該事業年度における業務の実績について評価を行うとともに、前年度の評価の中で指摘した事項の改善状況などを確認しました。また、市が示した中期目標の達成に向けて、法人自らが策定した中期計画の実施状況について、調査・分析を行い、総合的に評価を行いました。



法人評価結果(報告書)の作成

5 評価結果

別紙「平成18年度公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価結果」参照

平成18年度

公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価結果

1. 全体評価
2. 項目別評価

横浜市公立大学法人評価委員会

平成19年9月

◆委員構成(委員は50音順)

委員長	川村恒明	神奈川芸術文化財団理事長
委員	蟻川芳子	日本女子大学副学長
	岸 勲	日本公認会計士協会神奈川県会相談役
	桐野高明	国立国際医療センター研究所長
	山上 晃	横浜商工会議所顧問

◆開催状況

- ① 第1回横浜市公立大学法人評価委員会(平成16年12月24日開催)
 - ② 第2回横浜市公立大学法人評価委員会(平成17年1月26日開催)
-
- ③ 第3回横浜市公立大学法人評価委員会(平成17年4月1日開催)
 - ④ 第4回横浜市公立大学法人評価委員会(平成17年9月1日開催)
 - ⑤ 第5回横浜市公立大学法人評価委員会(平成17年11月4日開催)
-
- ⑥ 第6回横浜市公立大学法人評価委員会(平成18年4月12日開催)
 - ⑦ 第7回横浜市公立大学法人評価委員会(平成18年7月5日開催)
 - ⑧ 第8回横浜市公立大学法人評価委員会(平成18年7月31日開催)
 - ⑨ 第9回横浜市公立大学法人評価委員会(平成18年8月30日開催)
-
- ⑩ 第10回横浜市公立大学法人評価委員会(平成19年4月19日開催)
 - ⑪ 金沢八景キャンパス視察(平成19年6月19日実施)
 - ⑫ 第11回横浜市公立大学法人評価委員会(平成19年7月6日開催)
 - ⑬ 第12回横浜市公立大学法人評価委員会(平成19年7月26日開催)
 - ⑭ 第13回横浜市公立大学法人評価委員会(平成19年8月24日開催)

◆横浜市公立大学法人評価委員会事務局

横浜市都市経営局大学調整課

公立大学法人横浜市立大学の平成 18 年度に係る業務の実績に関する評価結果

1 全体評価

公立大学法人横浜市立大学は、市が設置するにふさわしい大学として、市民が誇りうる、市民に貢献する大学となること、さらには、発展する国際都市・横浜とともに歩み、教育・研究を充実し、幅広い教養と高い専門的能力の育成を目指す実践的な国際教養大学になることを目指している。この2つの目標を実現するために、「教育重視・学生中心・地域貢献」という基本方針を掲げて大学改革を推進している。

横浜市公立大学法人評価委員会は、平成 18 年 9 月に、法人化後初となる「平成 17 年度公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価結果」を取りまとめ公表した。その中において、経営に関する責任者である理事長及び教育・研究に関する責任者である学長のリーダーシップのもとに、年度計画に定められている課題に精力的に取り組んでいること等から、全体の評価としては年度計画を概ね順調に実施していると認めると同時に、個々の取組に対する項目別評価の中において、評価すべき事項とともに今後の具体的な成果を求めるなどの指摘事項を付した。

平成 18 年度の評価では、当該事業年度における業務の実績について評価を行うとともに、前年度の評価の中で指摘した事項の改善状況などを確認した。また、市が示した中期目標の達成に向けて、法人自らが策定した中期計画の実施状況についても調査・分析を行い、総合的に評価を行った。

法人化後 2 年目にあたり、昨年度に指摘した取組の中には、なお成果があがっていないもの、改善がなされていないものが一部見受けられるものの、厳しい経営環境のもとにありながら、経営面では附属 2 病院をはじめ法人全体で昨年度よりも改善が進められており、また教育・研究面でも着実に改善が進められているなど、全体としては中期計画に基づいて年度計画を概ね順調に実施していると認めた。

しかしながら、今後、大学を取り巻く社会的環境がより一層厳しくなっていくことが予想される中で、引き続き、理事長及び学長のリーダーシップのもとに全教職員が一丸となり、緊張感をもって、市が示した中期目標の達成に向けて、教育・研究の充実に努力を重ね、また法人の経営や財務運営などについても、市民にわかりやすく、説明責任を果たしていくことを期待したい。

2 項目別評価

I 大学の運営に関する目標を達成するための取組

「教育の成果に関する目標を達成するための取組」、「教育内容等に関する目標を達成するための取組」、「学生の支援に関する目標を達成するための取組」、「研究に関する目標を達成するための取組」の4つの取組について、概ね年度計画を順調に実施していると認めた。

なお、「教育重視・学生中心・地域貢献」という横浜市立大学の基本方針が広く大学構成員に共有された価値観となり、また社会にも認知されていくことが重要な課題である。

【法人の主な取組状況】

1. 教育の成果に関する目標を達成するための取組

- ティーチング・アシスタント(TA)《*1》の適切配置と並行講義《*2》の増設など、教育の成果を高めるための取組を実施した。

《*1》ティーチング・アシスタント(TA)：学部学生などに対し助言や実験、実習等の教育補助的業務を行う大学院生。大学教育の充実と大学院生への教育トレーニングの機会提供を図るとともに、これに対する手当の支給により、大学院生の処遇の改善の一助とすることを目的としている。

《*2》並行講義：受講者が大人数の科目について複数の同名科目を並行して開講し、少人数教育を維持することで教育成果を高めることを目的としている。

- 国際総合科学部では、各コースの理念を反映した改善改革計画書の作成には至らなかった。
- 地域の小中学生を対象に、医学科と看護学科の学生が連携して講義や実習を行う「地域の子ども健康プロジェクト」の取組が、文部科学省の平成18年度「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」《*3》に選定された。

《*3》現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）：文部科学省が、各種審議会からの提言などを踏まえ、社会的要請の強い政策課題に対応したテーマ設定を行い、各大学等から申請された取組の中から、優れた教育プロジェクトを選定し、財政支援を行うことにより、高等教育のさらなる活性化が促進されることを目的とした事業。

- 研究者や高度専門職業人養成など大学院教育のあり方について、大学院改革プロジェクトを設置し、全学的な視点から検討した結果を報告書にまとめて公表した。
- 国際総合科学研究科では、修士号取得者などが国際学術雑誌へ研究成果を発表することとされていたが、修学期間（博士前期課程では2年間）の制約があることや学生の就職活動などにより現実には極めて厳しい条件となっていることから、この計画設定自体を再検討することとした。
- 医学研究科では、高度専門職業人養成に向けた新たなコースとして、平成19年度から「臨床薬学コース」など、3つのコースを設置し、学生定員も増員するなどの取組を実施した。また、博士課程では医師の卒後研修の一環として、附属2病院の後期臨床研修医制度《*4》との乗り入れを可能とする「長期履修制度」を新設した。

《*4》臨床研修医制度：日本では大学において6年間の医学教育が行われており、医師免許を持たない学生は法的に医療行為を行えないため、医学部を卒業し医師国家試験に合格した時点では医師としての実地経験がないに等しい。そのため、臨床研修として指導医のもとに臨床経験を積む卒後教育が行われている。平成16年から原則2年間が義務化されており、これを通例、前期臨床研修医制度と言う。その後、専門領域ごとの研修プログラムに沿って研修を原則3年間行うことを通例、後期臨床研修医制度と言う。また、専門医等の資格取得を目的として、更に2年間の研修も設定できるようになっている。

- 治験《*5》推進リーダー養成プログラムの取組が、文部科学省の平成18年度「魅力ある大学院教育イニシアティブ」《*6》に採択された。

《*5》治験：新しい薬を誕生させるために行なわれるもので、薬の開発の最終段階では、健康な人や患者さんの協力によって、人での効果と安全性を調べることが必要となる。この人における試験を一般に臨床試験というが、薬の候補を用いて国の承認を得るための成績を集める臨床試験は、特に治験と呼ばれる。

《*6》魅力ある大学院教育イニシアティブ：文部科学省が、現代社会の新たなニーズに応えられる創造性豊かな若手研究者の養成機能の強化を図るため、大学院における意欲的かつ創造的な教育取組を重点的に支援する事業。

- 学生の進路データ収集について、組織的な体制を構築することができなかった。

2. 教育内容等に関する目標を達成するための取組

- 入試関連のガイダンスへの参加回数は平成 17 年度の 31 回から 61 回へ、高校訪問回数は 14 校から 34 校など、それぞれ増加したが、一般入試については、医学科を除く全ての学系、学科において入試倍率が前年度を下回った。
- 入試の安全かつ確実な実施に努めたが、2 件の入試過誤が発生した。
- 入試結果の分析・評価について、その基礎となるデータベースの構築が、組織・人材面から実施できず、次年度以降に向けた課題の抽出までは取り組めなかった。
- プラクティカル・イングリッシュ 《*7》について、約 7 割の学生が TOEFL500 点をクリアした。

《*7》プラクティカル・イングリッシュ：実践的な英語力を身につけることを目的とした英語科目。

- 医学科では、共用試験や学内統合試験を実施し成績の分析を行うなどの取組の結果、医師国家試験の合格率が 96.7%と高い水準を維持し、公立大学においては全国第 1 位であった。
- 看護短期大学部では、看護師国家試験の合格率が 99.1%と、昨年度より合格率が上昇した。
- 学業成績のより適切な評価方法については、各授業の質を保証することが先決要件であると判断し、そのための教育環境の整備を最優先課題として取り組んだため、GPA（グレード・ポイント・アベレージ）《*8》の導入には至らなかった。

《*8》GPA制度：欧米の大学で導入されている学業成績評価制度。日本の大学では、従来、優(A)、良(B)、可(C)、不可(D)で成績を評価をしてきた。それに対してGPAでは、それぞれの授業科目の単位数とその評価を基に総合的な評価指標を提示する。不可の授業科目の評価も加算されるため、これまでとは異なる総合的な評価結果が得られる。

3. 学生の支援に関する目標を達成するための取組

- 成績優秀者特待生制度を平成 19 年度の実施に向けて検討した。
- 学習環境の充実に、学生の声を反映するためにアンケートを実施・分析した結果、学生の目から見た課題等を教職員間で共有し、窓口の改善につなげるなどの成果を得た。
- 各種就職支援講座を計 30 回開講した。金沢八景キャンパスのほか、鶴見・舞岡・福浦の各キャンパスでも大学院生対象の講座を開催するなど大学院生への就職支援も行った。
- 学生相談室のカウンセラーをこれまでの 1 名から 2 名に増員してカウンセリングの体制の充実を図った。
- 金沢八景キャンパスでは、空調設備の設置をはじめ老朽化した施設及び設備を改修・更新し、学習環境の向上を図った。

4. 研究に関する目標を達成するための取組

- 企業等との共同研究を促進した結果、平成 17 年度と比べて共同研究費が 1.37 倍、受託研究費が 1.13 倍にそれぞれ増加した。
- 教員の発明に基づく特許など知的財産を活用し、大学発ベンチャーを 3 件立ち上げた。
- コンプライアンス（倫理法令遵守）推進体制の構築の中で、特に研究については「研究公正調査委員会」を設置した。
- 全学の教育研究業績目録を新たに作成した。また、大学ホームページの研究者データベースを活用し、教員の研究内容等に関する情報を更新するなど研究成果の情報公開に努めた。

- 木原生物学研究所では、所有する遺伝資源を生かした研究を理化学研究所との連携のもとに進め、最先端の植物ゲノム科学に関する研究拠点を目標して研究の充実に努めた。
- 先端医学科学研究センターを平成 18 年 10 月に開設し、創薬や治療法の確立等を目指した実施計画を策定した。
- 重粒子線がん治療については、放射線医学総合研究所との連携のもと研修会を開催するとともに、平成 19 年度から実施する専門人材の育成に向け準備を進めた。

【評価事項】

- TOEFL500 点の基準を約 7 割の学生がクリアできたことは評価できる。
- 医師・看護師国家試験の高い合格率は評価できる。
- 入試関連のガイダンスへの参加回数の増加など、優秀な入学者受入れへの取組は評価できる。
- 大学院改革のための取組が全学的かつ積極的に進められていることは評価できる。特に、融合領域についてはグローバル地域専攻という理念を具体化する新しいカリキュラム編成の進展を期待したい。また、質の高い看護実践の担い手育成のため、看護系大学院の実現に向け、一層の取組を期待したい。
- 医学系大学院における高度専門職業人育成のための新たなコースの開設準備や長期履修制度の開設等の積極的な取組は高く評価できる。
- 企業等との共同研究、受託研究、大学発ベンチャーの立ち上げ等の積極的な取組は高く評価できる。
- 研究者データベースの作成・更新が着実に進められていることは評価できる。

【指摘事項】

- 国際総合科学部では、学部運営の基本となるべき、改善改革計画書が作成されなかったことは残念である。専門教養におけるティーチング・アシスタント (TA) 配置による効果や改善策に関する報告書と併せて、作成に向け早急に努力されたい。
 - 国際総合科学部では、新学部を目指す「実践的な教養教育」の理念の具現化に手間取り、かつ、学部としての一体感の醸成に十分でない部分も散見されている。新学部にふさわしいコース・授業科目の設定、学生へのきめ細かい指導等を通じて、学部の理念の早期実現に向けて、積極的に取り組まれない。
【前年度に同旨を指摘】
 - 国際総合科学研究科では、修士号取得者の国際学術誌への発表基準が達成されなかった。現実の諸条件を考慮しつつ、より適正な基準のあり方を早急に検討されたい。
 - 少子化が進む中でもある程度入試倍率の継続的な確保は不可欠の課題であり、入試広報の拡充、推薦入試や編入学等の入試方法・制度の改善、さらには入試過誤の根絶などに向けて、全学をあげて戦略的に取り組まれるよう努力されたい。
 - 学部教育の内容の充実に向けは、具体的な授業評価の実施を含むファカルティ・ディベロップメント (FD) 《*9》の一層の充実が不可欠であり、積極的に取り組まれない。
【前年度に概ね同旨を指摘】
- 《*9》ファカルティ・ディベロップメント (FD) : 教員が授業内容・方法を、改善し向上させるための組織的な取組の総称。
- 学生の意見や希望を大学運営により積極的に生かすために、アンケート結果の分析や整理を積極的に進められるよう努力されたい。
 - 科学研究費補助金については、前年度比で取得件数は増加しているものの、その取得額については前年度比で減少しており、今後は取得額を増加するよう、より一層努力されたい。

II 地域貢献に関する目標を達成するための取組

年度計画を概ね順調に実施していると認めた。

特に、診療を通じた市民医療の向上による地域貢献については、一定の成果があがっていると認めた。なお、このことについては、【IV. 附属病院に関する目標を達成するための取組】に再掲している。

【法人の主な取組状況】

- 大学の知的資源を市民に還元し、市民の多様な学習ニーズに応えるため、みなとみらい 21 地区にエクステンションセンターを開設した。
- エクステンションセンターでは、テーマや対象者に応じて、少人数によるセミナー形式や、人気講座については定員数を増やすなど、受講者のニーズに即した講座の提供に努めた。
- 高大連携では、市教育委員会と協定を締結し、市立高校へ大学院生の派遣を試行した。
- 学術情報センターでは、引き続き市民向けの図書貸出サービスを実施するとともに、医学情報センターにおいても新たに同サービスを開始した。
- 産学連携では、新たに横浜銀行と包括的基本協定を締結し、既に協定を締結している企業とともに、研究協力、人材交流等を進めた。
- 研究者データベースをホームページに掲載するほか、産学連携イベントに出展するなど大学の有する人的・知的資源を紹介し、研究成果の社会還元を努めた。
- 地域の課題の解決に向けて、「地域貢献促進費（研究戦略プロジェクト費）」において、横浜の課題研究を2件行うとともに、公募により16件の研究課題の提案を採択し、医療、技術開発、まちづくりの分野において、研究成果の地域社会への還元に取り組んだ。

【評価事項】

- 教育・研究において、まちづくりなど地域課題の解決に向けて様々な取組を進めていることは評価できる。
- 特に医療分野においては、地域医療連携の充実をはじめ、市民向け講座を開設するなど、地域に貢献する取組に対しては成果をあげており、評価できる。 【IVにて再掲】

【指摘事項】

- エクステンションセンターでは、平成18年度計画において、「市民のニーズにより対応した実務講座など資格取得に結びつくようなものや高度な専門知識が習得できるような講座を充実していく。」とあったが、資格取得に結びつくような講座の開設ができておらず、また、講座数及び受講者数も前年度を下回っている。これらの点について改善に努め、横浜市立大学のシンボルとなるよう努力されたい。
- 産学連携においては、これまでの取組を踏まえ、今後さらに具体的な成果があがるよう努力されたい。
- 平成18年度計画において、「e-ラーニングについて、システム・経費等の検討をする」とあったが、具体的な取組実績の記述がなく、今後の取組方針などを明確にされたい。

Ⅲ 国際化に関する目標を達成するための取組

年度計画を概ね順調に実施していると認めた。

なお、発展する国際都市・横浜のみならず国際社会に貢献するため、市立大学の国際化―国際社会で通用する開かれた大学づくり―を目指し、国際交流推進のための取組をさらに積極的に進められたい。

【法人の主な取組状況】

- 「国際交流センター」の名称を「国際化推進センター」と改め、グローバルな視野を持って活躍できる人材育成のプログラム運営や新規事業開発に取り組んだ。
- 海外の協定校への学生派遣プログラムを増やしたほか、協定校以外への留学に関する要綱の制定など多様な留学機会を提供する基盤を整えた。
- 英語による授業の増加に努め、英語学習への動機付けを行った。
- 国際協力機構横浜国際センター（JICA横浜）との連携による「海外調査実習」の開講をはじめ、「海外フィールドワーク支援プログラム」を企画・公募するなど実践的な海外修学体験を含むカリキュラムを提供できるようにした。
- 金沢区と協働した「金沢国際交流ラウンジ」を設置することにより、学生がキャンパス内で広く地域の外国人とも交流ができるような機会の提供に向け、環境整備に取り組んだ。
- 海外大学等とのネットワーク構築強化を進めた結果、米国食品医薬品庁生物製剤評価研究センター（CBER-FDA）との世界初の協定締結を行った。

【評価事項】

- 学長のリーダーシップのもと海外大学等とのネットワーク構築が精力的に進められたことは評価できる。

【指摘事項】

- 国際化を推進するための計画に沿ってほぼ順調に各種取組が進められているが、ともすれば体制の整備に追われている印象を受ける。発展する国際都市・横浜とともに歩む横浜市立大学としてはもっと積極的に取り組むべきであり、今後、具体的な成果があがるよう努力されたい。
- 海外からの留学生の受入数増大は、大学全体の国際化推進に不可欠であるが、他の公立大学と比較するとやや少数であり、かつ顕著な増加傾向が見られないことから、今後は英語版ホームページの充実はもとより受入数増に向け、戦略的に取り組まれるよう努力されたい。

【前年度に同旨の指摘】

- 海外の未協定校で修得した単位の評価方法を早急に整備し、留学を積極的に進められるよう努力されたい。
- 英語による授業科目の増加にさらに積極的に取り組まれるよう努力されたい。

IV 附属病院に関する目標を達成するための取組

「安全な医療の提供のための取組」、「健全な病院経営の確立のための取組」、「患者本位の医療サービスの向上と地域医療への貢献のための取組」、「高度・先進医療の推進に関する目標を実現するための取組」、「良質な医療人の育成に関する目標を実現するための取組」の5つの取組について、厳しい病院経営環境の中であって総合的な観点から、年度計画を上回って実施していると認めた。

【法人の主な取組状況】

1. 安全な医療の提供のための取組

- 安全管理対策委員会、リスクマネージャー会議を通じて、情報の収集・分析・評価・改善などへの取組を実施し、医療安全文化の醸成に努めた。
- インフォームドコンセント 《*10》の充実については、各種研修や診療録監査の実施による医療従事者の意識向上を図った。
《*10》インフォームドコンセント：正しい情報を得た（伝えられた）上での合意。特に、医療行為（投薬・手術・検査など）や治験などの対象者（患者や被験者）が、治療や臨床試験・治験の内容についてよく説明を受け理解した上で、方針に合意すること。
- 安全管理教育については、安全管理研修を開催したほか、e-ラーニングの活用や医療安全管理マニュアルの改定などを行い、研修参加の促進と充実を図った。
- 附属病院では、病院機能評価の継続取得について、ワーキングや講演会などを開催し、課題解決のために病院一丸となって取り組んだ結果、認定の取得ができた。
- センター病院では、首都直下型地震発生・被災を想定した大規模な防災訓練を実施するなど災害時医療対策の充実に努めた。

2. 健全な病院経営の確立のための取組

- 診療報酬のマイナス改定の中、効率的な病床運営や各種加算の算定の促進など収入確保に努めた結果、医業収支の改善を図ることができた。
- 病院長の権限強化では、附属病院では副病院長3名体制やトップマネジメント会議による病院長補佐機能の強化、センター病院では病院長自らが講師として理念やビジョンに基づく研修を行うなど組織風土改革に取り組んだ。
- 電子カルテの平成20年度の一次稼働を目指し、検討・準備を進めた。
- 省エネルギーの推進では、空調設備の省エネ制御やコージェネレーションシステム 《*11》の見直しなどを行った結果、エネルギー使用量は附属病院ではマイナス3.6%、センター病院ではマイナス6.3%の改善が図られた。
《*11》コージェネレーションシステム：ガスによる発電とその発電時排熱の同時利用など、燃料の利用効率を高め、省エネルギー化を図ることができるシステム。
- 看護職員の定期募集を年1回から4回に増やしたほか、地方試験の実施、学校推薦枠の設定、随時採用・学校訪問の実施等新しい取組を通じて看護師の確保に努めた。

3. 患者本位の医療サービスの向上と地域医療への貢献のための取組

- 附属病院では、横浜市病院群輪番制により二次救急医療に参加した。
- センター病院では、紹介外来制を拡大し、紹介率は62.5%と前年に比べ5.2ポイントの増となるなど地域医療連携の充実に努めた。
- 患者サービス面では、附属病院では診療科部長による相談コーナーの開催（104回）、センター病院では医療コーディネーターの活動時間延長（3時間延長）などを実施した。
- 市民向け講座・教室を開催した。（附属病院：6回・1,359人参加、センター病院：14回・1,409人参加）

4. 高度・先進医療の推進に関する目標を実現するための取組

- 高度・先進医療の推進については、附属病院ではこれまでに承認を受けている先進医療2件のほか、新規に2件の申請を行った。センター病院では、新規に2件の申請を行い、1件の承認を得た。
- 附属病院では、泌尿器科と放射線科の協力による「前立腺ユニット外来」を開設するなど、大学病院としての特色ある専門外来の取組を進めた。
- 附属病院では、「地域がん診療連携拠点病院」として指定され、外来化学療法室利用診療科を2科から7科に拡大した。
- 附属病院では、先端医科学研究やトランスレーショナルリサーチ《*12》への取組において、その推進体制等に関する委託調査を実施し、「先進医療推進事業」(TRY2010事業)の支援体制など基本方針を決定した。

《*12》トランスレーショナルリサーチ：基礎的研究成果を予防・診断・臨床に応用すること。

5. 良質な医療人の育成に関する目標を実現するための取組

- 附属病院では、専門医・認定医の育成面で、初期・後期臨床研修医の指導体制の充実を図るとともに、シミュレーションセンター《*13》の運営管理体制を強化した。
《*13》シミュレーションセンター：医師や看護師等の医療技術知識の向上、技術評価の実施、腹腔鏡下手術手技トレーニングなど専門医としての診療能力を維持・向上するための施設
- 「不足診療分野の長期専門医研修コース」の取組が、文部科学省の「地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム(医療人GP)」《*14》に選定された。
《*14》地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム：文部科学省が、地域医療等社会的ニーズに対応したテーマ設定を行い、国公立大学から申請された取組の中から、質の高い医療人を養成する特色ある優れた取組について財政支援を行うことにより、大学の教育の活性化を促進し、社会から求められる質の高い医療人の養成推進を図ることを目的とする事業。
- 臨床研修医の育成のため、オリエンテーションや講義等を積極的に実施したことにより、昨年度に引き続き、臨床研修医の定員充足率が附属2病院ともに100%を達成した。

【評価事項】

- インフォームドコンセントの充実、高い評価による病院機能評価の取得、災害時医療体制の充実など、両病院を通じて安全な医療提供のための努力が着実に重ねられていることは高く評価できる。
- 厳しい経営環境の中で、健全な病院運営の確立に向け、全職員の意識向上、トップマネジメントの体制整備など着実に成果をあげており、その結果、両病院ともに医業収支が改善されたことは高く評価できる。
- 附属病院における横浜市南部医療圏二次救急輪番への参加は評価できる。
- 両病院における市民医療講座、地域医療連携研修会等の積極的な取組は評価できる。
- 「不足診療分野の長期専門医研修コース」の取組が、文部科学省の「地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム(医療人GP)」に選定されたことは高く評価できる。
- 臨床研修医の定員充足率が附属2病院ともに100%を達成したことは評価できる。

【指摘事項】

- 附属2病院については、中期計画に掲げられているとおり、「それぞれの病院の特性を最大限発揮する」こと及び「病院の位置づけを明確化する」ことに向け、より一層努力されたい。
- 健全な病院経営と大学病院としての理念の実現の調和を図ることが極めて重要であるので、病院長に付与すべき人事や予算等を含む権限と責任の範囲を更に明確にされるよう努力されたい。【前年度に同旨を指摘】
- 中期計画にも掲げている「診療科の再編」は、大学病院においては、教育・研究・診療の一体化に基づいて取り組むべき事項であり、今後さらに努力されたい。
- 看護師の確保について、大学病院としての使命を果たすため、法人全体として組織的な連携を図りながら、より一層努力されたい。【前年度に同旨を指摘】
- 患者の待ち時間改善への取組は行われているものの、改善の余地が残されており、より一層努力されたい。
- 附属病院では、平成18年度計画において、「各診療科から選任した女性の専門医からなる「女性専門外来」の開設についてプロジェクトチームを作り検討する。」とあったが、実現されておらず、より一層努力されたい。
- 附属病院では、平成18年度計画において、「各部門が自主的に行っている勉強会、研究発表会等をリサーチし、複数職種にまたがるような活動について「市大病院学会」として位置づけを行い、開催日、場所などを院内に広く周知し、活動の活性化を図る。」とあったが、取組が明確になっておらず、今後は積極的に取り組まれるよう努力されたい。
- 病院実習の受入れにあたり実習生からの意見や感想等を病院のホームページなどで公表することとされていたが、達成されておらず、より一層努力されたい。

V 法人の経営に関する目標を達成するための取組

「経営内容の改善に関する目標を達成するための取組」、「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組」、「広報の充実に関する目標を達成するための取組」の3つの取組について、年度計画を概ね順調に実施していると認めた。

ただし、「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき取組」の中の「人事の適正化に関する目標を達成するための具体的な方策」については、年度計画を十分に実施しているとは認められなかった。

【法人の主な取組状況】

1. 経営内容の改善に関する目標を達成するための取組

- 「学費等のあり方検討委員会」及び「魅力ある教育内容検討委員会」を組織し、学費のあり方及び教育内容等の充実策について検討を進め、市会の議決、市の認可を経て、平成19年度から学部別の授業料制を導入した。
- 研究推進コーディネーターによる外部研究費の応募相談会を実施するなど企業との共同研究マッチング支援を推進した結果、共同研究件数（平成17年度の51件から60件）などが昨年度の実績を上回った。
- ISO14001 ※15 認証取得に向けた取組では、認証取得に係る経費面や環境マネジメントシステムの構築を熟慮した結果、ISO14001 認証取得以外の可能性についても検討していくこととした。

《*15》ISO14001：国際標準化機構（ISO）が発行した、組織活動が環境に及ぼす影響を最小限に抑え、環境に負荷をかけることを目的に定められた環境に関する国際的な標準規格（ISO14000シリーズ）で、組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に運用されるシステム（環境マネジメントシステム）を確実にするための要求事項を規定したもの。

2. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき取組

- 専門性を備えた職員を採用し、新たに4ポストの大学専門職を配置した。
- 経費の節減では、一部の物品について一括発注を実施し、契約額の低減を行った。
- 法人化初年度では実現できなかった月次決算について、平成18年度から実施した。
- 特別契約教授に関する制度を立ち上げ、2名を採用した。
- 法人固有職員を公募、採用するとともに一部の市派遣職員が固有職員へ転換した結果、平成19年度4月現在で固有職員の構成比率は、全職員（教員を除く）の24.7%となった。
- 教員評価制度の制度設計を行ったが、年俸への反映に向けた評価制度の実施には至らなかった。また、テニユア教授《*16》制度の導入については、実施には至らなかった。
《*16》テニユア教授：横浜市立大学における教授の職位のうち、教育研究能力に特に優れ、審査により定年までの継続雇用契約を締結する教授。
- 教職員間の情報共有、迅速な情報伝達を図るため、法人内グループネットワークシステムを導入し、紙ベースによる資料配付の抑制や情報の共有化を可能にしたほか、教職員が情報を速やかに検索・閲覧できるようにした。

3. 広報の充実に関する目標を達成するための取組

- 学生をメンバーとした「学生広報ワークショップ」によるホームページを立ち上げ、学生の視点から大学の魅力を伝え広める仕組づくりなどの取組を実施した。
- 大学概要と基礎データの2部構成となる大学総合案内を作成し、市内各地で大学パネル展を学生とともに展開しながら配布した。
- ホームページのアクセス件数が約640万あり、昨年度比で7.35ポイント増となった。

【評価事項】

- 効率的・機動的な組織運営に努めるとともに、多様な収入の確保、経費の抑制を図るなど、ほぼ計画に基づく着実な取組が進められていることは評価できる。
- 教員評価制度を平成19年度から実施の運びとなっていることは評価できる。
- 国公立大学を通じて、学部別授業料制度を初めて導入したことは評価できる。
- 経営情報の公開、内部監査機能の充実、経理における月次決算の実現は評価できる。
- 市派遣職員から固有職員への切り替えが進められていることは評価できる。
- 学生自身の手による大学の広報ホームページの立ち上げなど学生との協働による広報活動の充実、大学総合案内の作成など意欲的な取組は評価できる。

【指摘事項】

- 新たに構築した教員評価制度は今後の人事制度の基本となるものであり、当事者たる教員の問題意識の共有化のうえに立って着実に運用していくことがこれからの課題であり、努力されたい。
【前年度に概ね同旨の指摘】
- ISO14001の取得・運用については、平成18年度計画において、「取得のための課題整理、推進体制の構築等取得準備を実施する。」とあったが、達成されていない。現実の諸条件を考慮しつつこの計画自体の見直しを含め、総合的な環境マネジメントシステムの構築に向けて早急に検討されたい。
- 中期計画にも掲げている適切な人件費管理については、今後の見通しが明らかになっていないので、明らかにされるよう努力されたい。
- テンユア教授制度、サバティカル制度《*17》の導入などの具体化に向けて検討をされるよう努力されたい。
【前年度に概ね同旨の指摘】
《*17》サバティカル制度：研究のための長期休暇
- 法人全体では、個々の取組においては計画の遅れが散見されるものもある。より一層教職員が丸となり、緊張感をもって、早期に組織体制を整備し、実践するよう努力されたい。
- 法人全体の経営状況をみると、附属2病院において看護師確保が達成されなかったことなどによる人件費の減少による収益への影響も含まれている。健全な経営に向け次年度以降は配慮されたい。
- 決算関係のデータについては、法令に基づき年々充実してきているが、今後更に経営に関するデータ等の適切な情報公開に努力されたい。

VI 自己点検・評価、認証評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための取組
年度計画を概ね順調に実施していると認めた。**【法人の主な取組状況】**

- 平成17年度計画の業務実績に対する法人評価委員会の指摘事項を大学評価本部から各部署にフィードバックし、改善事項として法人全体で取り組んだ。
- 様々な評価に対応していくための膨大なデータを評価はもとより経営にも活かすことができるよう平成19年度に「大学総合データベース（仮称）」を構築する準備を進めている。
- 大学評価本部を通じて、PDCAサイクルを実施できる仕組の構築を進めたが、全学的な体制を確立するまでに至っていない。

【評価事項】

- 自己点検・評価への対応の基礎となる「大学総合データベース」の構築の準備が進められていることは評価できる。

【指摘事項】

- 自己点検・評価は、大学運営において必須かつ恒常的に取り組むべき業務であり、社会に対する説明責任を果たす上でも重要な活動である。今後、学校教育法で義務付けられている認証評価を受けることも予定されており、法人全体で組織的に実施できる体制を整備するとともに、評価結果を活用し、「魅力ある大学づくり」に結び付けられるよう積極的に取り組まされたい。

VII その他業務運営に関する重要目標を達成するための取組

「安全管理に関する目標を達成するための取組」、「情報公開の推進に関する目標を達成するための取組」の2つの取組について、年度計画を概ね順調に実施していると認めた。

【法人の主な取組状況】

1. 安全管理に関する目標を達成するための取組

- ハラスメント防止委員会規程及びガイドラインを見直し、学生、教職員を対象とした研修を実施するとともに、リーフレットを作成、配布するなどハラスメント防止の啓発に努めた。
- 防災対策強化のため、教職員対象の普通救命講習を実施した。また、防災メール配信システムの稼働により、災害情報の周知徹底を図った。
- 災害時における物資供給の協定や災害時ボランティア受入施設としての協定を締結するなど地域住民の安全確保にも配慮した。
- 安全衛生管理委員会を開催し、産業医による職場巡視を実施した。

2. 情報公開の推進に関する目標を達成するための取組

- 個人情報の適正管理自主点検を実施するとともに研修を行った。
- 内部統制の仕組づくりでは、平成19年度からの運用に向けて、コンプライアンス（倫理法令遵守）推進体制の素案を作成し、コンプライアンスハンドブックの制作、教職員全員への配布により周知を図った。

【評価事項】

- ハラスメント防止、災害対策などの取組は評価できる。
- 内部監査についても計画書を策定し、積極的に取り組んでいることは評価できる。

【指摘事項】

- 大学・病院を含む法人運営全体をカバーしうる総合的な危機管理体制の整備について、さらに取り組まれるよう努力されたい。
- 法人全体の内部統制の仕組みづくりに、さらに取り組まれるよう努力されたい。

【前年度に同旨を指摘】

VIII 予算、収支計画及び資金計画 等

中期計画2年目においては、運営交付金の計画的な削減や診療報酬のマイナス改定など厳しい法人経営環境の中でありながら、外部資金の獲得、医業収益の確保、経費の節減など法人自らの経営努力により、約12億円の経常利益が発生したことは評価できる。

以上のことを踏まえ、大学・附属病院・センター病院別に個別分析を重ねた結果、利益処分額については、全額目的積立金として承認することが妥当であると判断した。

ただし、法人経営等に関する情報を市民にわかりやすく公開し、市民への説明責任をより一層果たしていくよう努力されたい。

[参考]

1. 法人評価の概要

公立大学法人横浜市立大学（以下「公立大学法人」という。）は法人化に伴い、市会の議決を経て、市が定めた中期目標の達成に向け、公立大学法人自らが策定した中期計画や年度計画に基づいて自主自立的な大学運営を推進することとなっている。また、公立大学法人は中期目標の期間（6年間）における業務の実績について横浜市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価を受けるとともに、各事業年度における業務の実績についても評価委員会の評価を受けることとなっている。

評価委員会は、各事業年度における評価にあたって、当該事業年度における中期計画の実施状況を調査及び分析し、その結果を考慮して総合的な評価を行うこととなっている。またその評価結果を、公立大学法人に通知するとともに市長へ報告し、公表することとなっている。

なお、市長はこの評価結果を受けたときは議会へ報告することとなっている。

2. 主な評価の方針

評価委員会は、主として次のような方針に基づき、業務実績に関する評価を行う。

- ① 中期目標の達成に向けて、中期計画等の進捗を確認するとともに、総合的に評価を行い、公立大学法人の質的向上に資するとともに、市民にわかりやすく公表していくこと。
- ② 前年度の評価の中で指摘した事項については、大学運営に反映されているかなど翌年度の評価の中で確認すること。
- ③ 自主自立的な大学運営の実現を目指し、公立大学法人全体の組織・業務等に関する改善・充実の観点から、必要に応じて修正を求めること。

3. 評価の流れ

◆平成18年度業務の実績報告書の提出

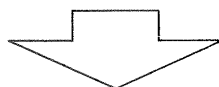
評価委員会は、あらかじめ示した評価の基準と項目に基づいて、公立大学法人が年度計画上の目標を達成するための取組(7分類)とその目標を達成させるための具体的な取組(14項目)にまとめた「平成18年度公立大学法人横浜市立大学の年度計画における業務の実績報告書」の提出を受けた。

これをまとめるにあたって、公立大学法人は年度計画上の取組326項目を対象に自己評価を行った。

A	B	C	D	合計
49	255	21	1	326

【評価の基準】

- A……年度計画を上回って実施している
- B……年度計画を順調に実施している
- C……年度計画を十分に実施できていない
- D……年度計画を実施していない

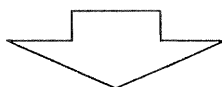


◆評価委員会による評価

公立大学法人から提出のあった平成 18 年度業務の実績報告書に基づいて、評価委員会は書面審査及びヒアリングを実施し、次の項目に沿って調査・分析を行い、総合的に評価を行った。

評価委員会として評価した項目	自己評価	評価委員会による評価
I 大学の運営に関する目標を達成するための取組	B	B
1. 教育の成果に関する目標を達成するための取組	B	B
2. 教育内容等に関する目標を達成するための取組	B	B
3. 学生の支援に関する目標を達成するための取組	B	B
4. 研究に関する目標を達成するための取組	B	B
II 地域貢献に関する目標を達成するための取組	B	B
III 国際化に関する目標を達成するための取組	B	B
IV 附属病院に関する目標を達成するための取組	B	A
1. 安全な医療の提供のための取組	B	A
2. 健全な病院経営の確立のための取組	A	A
3. 患者本位の医療サービスの向上と地域医療への貢献のための取組	B	B
4. 高度・先進医療の推進に関する目標を実現するための取組	B	B
5. 良質な医療人の育成に関する目標を実現するための取組	B	B
V 法人の経営に関する目標を達成するための取組	B	B
1. 経営内容の改善に関する目標を達成するための取組	B	B
2. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき取組	C	B/C ※
3. 広報の充実にに関する目標を達成するための取組	B	B
VI 自己点検・評価、認証評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための取組	B	B
VII その他業務運営に関する重要目標を達成するための取組	B	B
1. 安全管理に関する目標を達成するための取組	B	B
2. 情報公開の推進に関する目標を達成するための取組	B	B

※ 「人事の適正化に関する目標を達成するための具体的な方策」については「C」とした。



◆法人評価結果(報告書)の作成

【特色】

- ・ 年度計画全体の進捗状況を示す全体評価と各取組ごとの進捗状況を示す項目別評価とに分けてまとめた。
- ・ 法人の取組に対する評価事項及び指摘事項を明確に示した。
- ・ 市民にわかりやすく示すため用語解説を付した。